

第68回（平成30年7月5日）

○的井総務課長 それでは、定刻になりましたので会議を始めます。

本日は、加藤委員、大滝委員が御欠席です。

それでは、以後の委員会会議の進行につきましては、堀部委員長にお願いいたします。

○堀部委員長 ただいまから、第68回個人情報保護委員会を開会いたします。

議題1、認定個人情報保護団体の認定について、事務局から説明をお願いします。

○事務局 認定個人情報保護団体の認定について、資料1に基づき説明を申し上げます。

平成30年5月31日付けで、公益社団法人日本通信販売協会より個人情報保護法第47条第2項に規定する認定個人情報保護団体の認定に係る申請がなされました。

同協会は、通信販売に係る商業倫理の確立等を通じて、その取引を公正にし、並びに購入者及び役務の提供者を受ける者の利益を保護するとともに、通信販売の事業の健全な発展に資することにより、もって国民経済の健全な発展に寄与することを目的として、1983年10月に当時の通商産業大臣の設立許可を得て社団法人として設立され、1988年には特定商取引に関する法律における自主規制団体として位置付けられ、2012年4月から公益社団法人として業務を行っている協会です。

本年5月末時点での同協会の会員数は正会員464社であり、申請時点の対象事業者は62社となっています。

同協会からの申請を受け、認定個人情報保護団体の認定等に係る指針に基づき審査した結果、個人情報保護法第49条各号のいずれにも適合すると認められます。

認定個人情報保護団体として御承認を頂けましたら、本日付けで同協会を個人情報保護法第47条第1項に基づき新たな認定個人情報保護団体として認定する旨を別添1の認定通知文書により通知するとともに、登録免許税法第2条に基づき課される登録免許税について、同法第24条第2項に基づき納付の期限及び書類を定め、別添2により通知することとしたいと存じます。

また、個人情報保護法第47条第3項に基づき、同協会を認定した旨を別添3により、官報で公示することとしたいと存じます。

説明は以上です。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○堀部委員長 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、御質問、御意見ををお願いします。

丹野委員。

○丹野委員 説明ありがとうございました。

改正法施行後の認定第1号ということで、今の説明にありましたように、必要な要件を的確に備えており、喜ばしいことだと思います。1点だけ申し上げたいのは、申請時点の対象事業者数は62社ということですが、会員数が464の団体でございますが、特定商取引法の自主規制団体でもあり、会員に協会マークを付けて、そのことによって消費者が一定の信頼性を担保するという仕組みになっていると承知しておりますので、是非正会員にたく

さん働きかけていただいて、たくさんの事業者の方が対象事業者になられるように日本通信販売協会に努力をしていただきたいと思います。

以上です。

○堀部委員長 ほかにいかがでしょうか。

嶋田委員。

○嶋田委員 説明ありがとうございました。

平成30年度の当委員会の活動方針の中にも、認定個人情報保護団体に関する取組というのを掲げて、特に今年度は団体の支援に重きを置くとしております。そういった意味でも第1号の認定は喜ばしいことで、今後も認定団体の社会的認知度の向上あるいは団体及び対象事業者の更なる拡大に向けて、この委員会もきちんと一層のサポート活動をしていかなければいけないと思っております。これをきっかけにまた今年度、幾つかこういった団体が現れると本当にいいと思います。

以上です。

○堀部委員長 ほかにいかがでしょうか。

ほかに御意見、御質問がありませんので、ただいま説明のありました認定個人情報保護団体の認定につきましては、公益社団法人日本通信販売協会を認定個人情報保護団体として認定し、認定通知等の所要の進めたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○堀部委員長 ありがとうございました。

御異議がありませんので、認定いたします。事務局では、所要の進めたいと思っております。認定個人情報保護団体として積極的に取り組むことを期待しております。

どうもありがとうございました。

以上で議題1は終わります。

本日の議題は以上です。

本日の会議の資料については、準備が整い次第、委員会のホームページで公表してよろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○堀部委員長 それでは、そのようにさせていただきます。

本日の会議は閉会といたします。今後の予定につきまして、的井総務課長から説明をお願いします。

○的井総務課長 次回の委員会でございますが、7月17日火曜日の10時30分から行う予定でございます。

本日の資料につきましては、ただいまの御決定どおりに取扱いをさせていただきます。

本日は、誠にありがとうございました。